

(1) 委員会組織：◎

取り扱い事項に応じた委員会等を学内に設けることにより、企画・立案、議決、執行の役割を明確にし、機動的な意思決定と執行を目標としている。

a. 意思決定と執行の枠組み

適用	記述に係る主要点検・評価項目
大学・学部	A群：教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性 B群：大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性 ：評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性
大学院	A群：大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

取り扱い事項に応じて、次のとおりの委員会等を設けている（表II-十一-1参照）。

委員会等名	設置主体	取り扱い事項	構成員	規程有無
◎恒常的な事業に係る意思決定に関する委員会等				
教育充実委員会 (自己点検・評価部会、カリキュラム検討部会、生涯学習部会)	理事長 学長	・自己点検・評価、カリキュラム、生涯学習に関する理事長・学長の諮問事項	各学科等から選出された者	無
協議会	全学	・学則、重要な規則の制定、改廃 ・学部、学科その他重要な施設の設置、廃止 ・教授、准教授、講師、助手の任免 ・学生定員 ・学部その他機関の連絡調整 ・大学の運営に関する事項	学長、学部長、学科長、学長の指名する者	有
入学試験委員会	全学(実質運営は各学部)	・入学試験に関する基本的な事項 ・学部間の連絡調整	学長、教務部長、学部長、学科長	有
八王子校舎建設整備委員会	全学	・八王子校舎建設整備の具体案策定	理事長、学長、学部長、教務部長、学科長、施設委員長、総務部長、施設整備室長、必	有

Ⅱ-十一. 管理運営

委員会等名	設置主体	取り扱い事項	構成員	規程有無
			要な者	
国際交流委員会	美術学部 教授会	・国際交流に関する教授会の審議事項の調整	各学科等から選出された者	無
就職指導委員会	〃	・就職指導に関する教授会の審議事項の調整	各学科等から選出された者	無
入学試験運営委員会	〃	・入学試験実施上の重要事項	教務部長、学部長、学科長、 各学科等から選出された者	有
カリキュラム委員会	〃	・カリキュラムに関する教授会の審議事項の調整	各学科等から選出された者	無
規則委員会	〃	・諸規則に関する教授会の審議事項の調整	各学科等から選出された者	無
施設委員会	〃	・施設に関する教授会の審議事項の調整	各学科等から選出された者	無
就職指導委員会	造形表現学部 教授会	・就職指導に関する教授会の審議事項の調整	各学科等から選出された者	無
入学試験運営委員会	〃	・入学試験実施上の重要事項	教務部長、学部長、学科長、 各学科等から選出された者	有
カリキュラム委員会	〃	・カリキュラムに関する教授会の審議事項の調整	各学科等から選出された者	無
図書館運営委員会	附属図書館	・図書館運営に関する重要事項	図書館長、学長の委嘱する委員若干名	有
美術館運営委員会	附属美術館	・美術館運営に関する重要事項	美術館長、学長の委嘱する委員若干名	有
メディアセンター運営委員会	附属メディアセンター	・メディアセンターの管理、運営 ・メディアセンターの施設の利用	メディアセンター所長、学長の委嘱する委員	有
生涯学習センター関連委員会（顧問会議、企画会議、生涯学習委員会）	生涯学習センター	・顧問：センターの管理運営の重要事項 ・企画：企画内容の具体的事項 ・委員会：センターの運営円滑	顧問：一 企画：適宜 委員会：各学科等から選出された者	有
学生生活委員会	学生部長	・学生生活に関する事項	学生部長、学生事務部（課）長、造形表現事務部（課）長、 各学科等から選出された者	無
◎個別の事業運営、規格・資格審査などに関する委員会等（※委員会名のみ列記）				
PBL委員会、学生相談室運営委員会、ホームページ部会、美術参考委員会、図書委員会、UI委員会、日本学生支援機構委員会、研究紀要委員会				
◎連絡会（※委員会名のみ列記）				
学科長会議、大学院教務委員会、教務主任会議、部課長会議、企画広報委員会、編集委員会				
◎緊急時等に招集する委員会等（※委員会名のみ列記）				
ネットワーク委員会、個人情報保護委員会、ハラスメント防止委員会				

（表Ⅱ-十一-1 設置する委員会等の一覧）

理事会が定めた事業計画に基づき、これらの委員会等は企画・立案、議決、執行の役割分担を行い、諸課題の意思決定と執行にあたって来た。①1998年～1999年にかけて改組転換・新学部設置を行い教職員、学生数ともに増大したこと、②昨今の教育を取り巻く諸情勢の大きな転換にあつて、委員会等についても新設し意思決定と執行を円滑に行うべく取り組んで来た。

しかしながら、いささか早急な取り組みもあつたため、規程等の整合性、委員会等の運営上の問題点も生じている。次の事項が問題点として挙げられる。

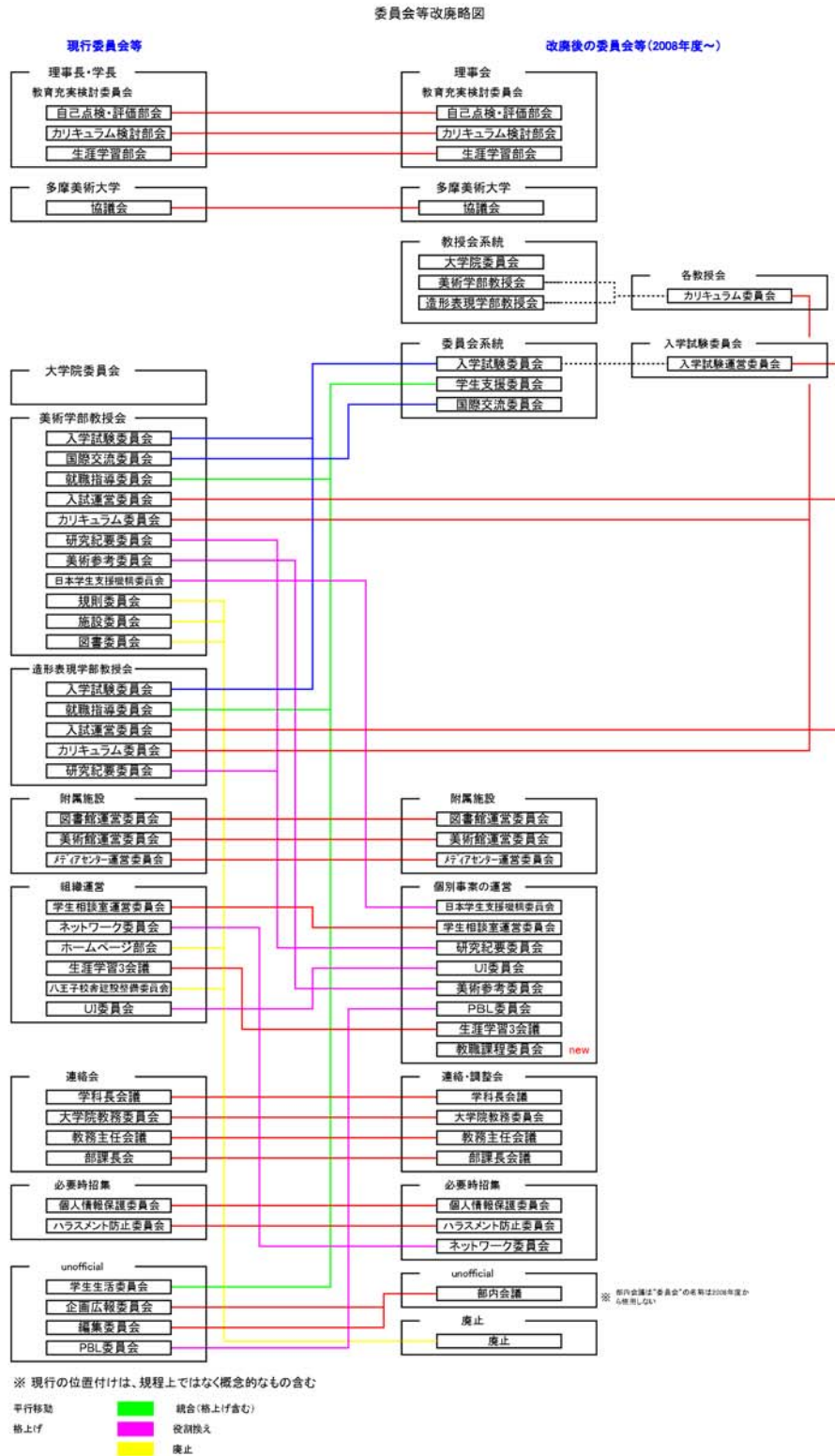
- ・一部に規程等の明文化が無く、委員会等の位置付けが不明確のものがあった。
- ・委員会等の活動状況にバラつきが生じ、名目と実態に乖離が生じている。
- ・目的に応じた構成員の選出が必ずしも適切と言えず、機動的な委員会等の開催に支障が出ている。
- ・委員会等の掛け持ちによる負担増が生じている。
- ・職員の役割が会議運営に留まっているため、意見集約が出来ないことがある。

これらにより、若干ながら意思決定の錯綜、執行の停滞が引き起こされることがあつた。改善方策として、2006年6月より委員会等のあり方を見直し、規程等の整備を行つて来た(2007年12月規程改正、2008年4月施行)。改善方策のポイントは次のとおりである。

- ・委員会等の改廃(廃止、統合、新設)
- ・委員会等の構成員の見直し(人数の変更、職員の委員委嘱)
- ・規程の改廃・新設
- ・組織図の整理(機能別階層表示、意思決定の明示)

これらの詳細については次のとおりである。

イ. 委員会等の改廃（廃止、統合、新設）



(図 I-十一-1 委員会等の改廃略図)

II-11. 管理運営

既に役割を終えたもの、または委員会に相応しくない業務連絡レベルのものを廃止した。諸情勢の変化により重要となるもの、全学的な運営が相応しいものは統合した。また、恒常的な事業運営を行うための意思決定に関する委員会と、個別の事業運営、規格・資格審査などに関する委員会等および緊急時等に招集する委員会等とを明確に区別するために役割換えを明示した。

ロ. 委員会等の構成員の見直し（人数の変更、職員の委員委嘱）

旧委員会等においては、各学科より教員1名ずつ委員を選出することが基本となっていた。全学的な委員会については質の高い議論と意見集約を目的に学長等の指名する者若干名を基本とし、会議運営に留まっていた職員を正式な委員とし、行政機能の向上を目指した（詳細は規程による）。

ハ. 規程の改廃

これら改廃による企画・立案、議決、執行の役割を明確化するために、関連規程の改廃を行った。

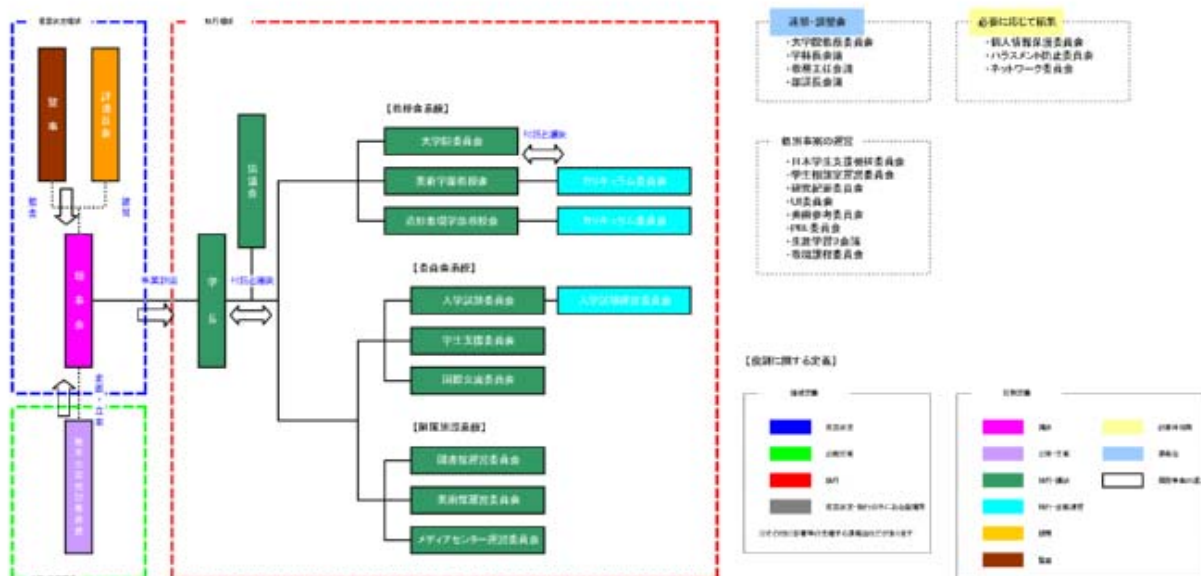
新たに制定した規程	多摩美術大学国際交流委員会規程 多摩美術大学学生支援委員会規程 多摩美術大学カリキュラム委員会規程 多摩美術大学教職課程委員会規程
改正した規程	多摩美術大学学則 多摩美術大学協議会規程 多摩美術大学大学入試委員会規程 多摩美術大学大学入試運営委員会規程 多摩美術大学附属図書館運営委員会規程 多摩美術大学附属美術館運営委員会規程 多摩美術大学附属メディアセンター運営委員会規程 多摩美術大学ホームページ規程
廃止した規程	多摩美術大学八王子校舎建設整備委員会規程

（表 II-11-2 改廃した規程の一覧）

ニ. 組織図の整理（機能別階層表示、意思決定の明示）

委員会等のあり方については上述したとおり、関連規程の改正で行った。委員会等のあり方を正確に学内で共有し、いかんなく機能を発揮する一つ的手段として次のとおり組織図を整理し、趣旨の周知徹底をはかった（図 II-11-2 参照）。

学)多摩美術大学 委員会等組織図



(図 II-11-2 改廃後の委員会等の組織図)

b. 委員会等の役割分担

適用	記述に係る主要点検・評価項目
大学・学部	A 群：教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果している役割とその活動の適切性 B 群：学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性 ：評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性
大学院	B 群：大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

改善方策として、委員会等の改廃を行い、役割分担を明確にした。委員会等の役割分担については、規程で定義され組織図（図 II-11-2 参照）で表される。しかし各規程と組織図を照らし合わせなければ趣旨が明瞭でないため、改善した役割分担について以下で詳述する。なお、学内においては以下詳述の説明ホームページを設けている。

前提として、「①恒常的な事業に係る意思決定に関する委員会等」と「②その他の委員会

等」に大別した。「②その他の委員会等」については、連絡・調整の場、個別の審査等の場とし、正式な意思決定の場ではないことを明確にした。

「①恒常的な事業に係る意思決定に関する委員会等」については、図II-十一-2中の青（意思決定）・緑（企画・立案）・赤（執行）の破線枠で囲われた領域からなる。これにより企画・立案、議決、執行の各役割を定義付けている。

大学の事業に関する議決は理事会の専決事項であることを共有可能な組織図とした。理事会の事業計画に基づき、教学について学長が迅速な執行を行うため取り扱い事項に応じた委員会等を設けている。これにより執行における法人の意思決定との合目的性と、迅速な執行を両立した。

教員人事における教授会の役割については「任免に係る資格審査」であり、最終的な決定については理事会の議決による。また教育課程等についても同様である。

学部教授会と大学院委員会については、特段の相互関係を持たせていないが学部所属教員が大学院担当教員を兼務しているため、十分な連絡関係を持っている。また全学的審議機関については、協議会を充てている。本学は複数学部を有する総合大学ではないため各学部教授会を基本とし、協議会は教学上の重要事項を審議し学長の執行に資する役割を負っている。

(2) 委員会等における役職者の役割：◎

適用	記述に係る主要点検・評価項目
大学・学部	A群：学長・学部長の選任手続の適切性、妥当性 B群：学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性 ：学長権限の内容とその行使の適切性 ：学長と評議会、大学協議会など全学的審議機関との連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性 ：学部長権限の内容とその行使の適切性
大学院	B群：大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）の長の選任手続きの適切性

教授会、委員会等を始めとする執行体制を通じて、役職者が学長を十全にサポートすることを目標としている。

これら委員会等を始めとする執行体制における役職者の役割は以下に述べるが、役職者に係る選任手続きを始めに述べる（表II-十一-3参照）。

II-11. 管理運営

役職名	根拠規程	選任手続き
学長	多摩美術大学学長選考規程	専任教員、課長以上の事務職員からなる学長選挙人により学長選挙を実施する。これにより選出された者につき、教授会の議を経た上で、評議員会の意見を聞き、理事会が嘱任する。
教務部長	学校法人多摩美術大学 事務組織規則	学長の推薦に基づき、理事会の議を経て理事長が任免する。
学部長・研究科長	多摩美術大学学部長に関する規程 多摩美術大学大学院美術研究科長に関する規程	学長の指名により協議会および教授会の議を経て、理事会が嘱任する。

(表 II-11-3 役職者の選任手続き)

学長については、学内意見が十分に反映されるよう、公平・公正をもって学長選挙を行い選出している。学長を教学・事務管理面双方から支える教務部長については、その役割を鑑み、学長の推薦を元に理事会審議の上、理事長が任免する。

学長を教学面から支える学部長・研究科長については、執行の機動性を確保するため学長の指名を元に、協議会、教授会でコンセンサスを得て理事会が嘱任する。

各役職者の役割については、本学は複数学部を有する総合大学ではないため、学長によるリーダーシップの元に運営されている。しかしながら昨今の教育を取り巻く諸情勢の大きな転換にあつて、各役職者への役割は重要性を増している。

各教授会等においては議事進行を学部長・研究科長が行い、学長のサポートにあたっている。また教学と事務部門を繋ぐ教務部長については、事務管理職者の連絡会である部課長会の出席を始め日常的に教学と事務部門の連携にあたっている。

教務部長、学部長・研究科長ともに、各種委員会等委員長の立場、または各種委員会等への参加を通し、学長のサポートにあたっている。